

平成27年度長官所長会同・議事概要

(6月18日, 19日実施)

○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策

本年度の協議事項は、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策についてであり、協議においては、各庁からの実情に関する現状認識の紹介に多くの時間が割かれ、その現状認識を元に議論や意見交換が行われた。その概要は以下のとおりである。

【概要】

1 事件処理の実情及び課題並びにこれに対する方策

(1) 刑事関係

ア 裁判員裁判の実情及び課題に対する取組の現状

裁判員と裁判官との実質的協働を実現するために、あるべき量刑評議から遡り、審理や公判前整理手続の課題を検討する必要があるとの問題意識を踏まえ、多くの庁から、特に自白事件を中心に、裁判官同士が実際の事件を題材に率直な意見交換を行い、公判前整理手続や審理、さらに評議、判決書の在り方について検討を重ね、課題に対する認識を共有しているとの報告がなされた。さらに、これらの課題に対する認識を法曹三者間でも共有するための試みとして、事件ごとの反省会を行っているとの報告が多くの庁からなされたほか、一部の庁からは、法曹三者で模擬評議を行ったことが効果的であったとの報告があった。

他方、公判前整理手続の長期化や否認事件における争点整理の在り方、当事者の尋問技術の向上など、多くの検討課題が残されているとの指摘もなされた。公判前整理手続の長期化については、公訴提起後の打合せ期日の実施や公判期日の仮予約の活用に加え、行為責任主義の考え方が浸透し始めたことにより、一定の成果をあげつつあるという報告があった一方、当事者の中

には、行為責任主義に関する裁判所の考え方が十分浸透しておらず、争点整理が円滑に進まないことがあるという報告もあった。そのほか、評議で出された裁判員の意見をその後の審理にどのように生かしていくべきかという問題意識も示された。さらに、否認事件における争点整理の在り方については、裁判所の側で工夫することも必要であるが、最終的には、当事者に直接働きかけることを考えなければいけないとの指摘や、争点整理の結果が尋問事項に反映されておらず、調書再現型の尋問が未だに見られるという報告もあった。

イ 裁判員裁判の実情を踏まえた今後の課題について

これらの課題に対する方策として、引き続き、具体例に基づく率直な意見交換を裁判官同士はもとより法曹三者間でも地道に続けていく必要があることなどが議論された。そのほか、反省会や意見交換会が広く行われているにも関わらず、多くの検討課題が残されている現状を踏まえ、意見交換の成果を次の実務にどのように繋げていくのかについても検討すべきであるとの指摘もなされた。

(2) 家事関係

家事事件の分野では、主に後見監督事件の実情及び課題について協議が行われた。各庁からは、増加の一途を辿る同事件について適切に対応するとともに、後見人等による不正行為をできる限り防止するといった観点から同事件の運営改善に向けた検討や取組を進めていることが紹介された。

ア 各庁における実情及び課題について

後見監督事件の運営改善に向けた検討や取組の現状について、事件数の多い本庁では検討や取組が相当程度進んでいるが、事件数の少ない支部、出張所では検討や取組の必要性についての実感があまりなく、本庁と支部との間で検討や取組の必要性についての認識が必ずしも一致していないといった意見が複数あった。また、支部長は検討や取組の必要性を理解しているが、支

部の職員にまでその理解が浸透していないようにみられるという意見，本庁において可能な取組であったとしても，支部において同様に可能であるかどうかについては，庁の実情に応じて検証する必要があるという意見，さらには，裁判官の間でも，同事件を処理した経験の長短によって，検討や取組の必要性についての意識に違いがあるなどといった意見もあった。

イ 実情及び課題に対する方策について

上記アのような実情を踏まえ，家庭裁判所が増加する後見監督事件に適切に対応するとともに，後見人等による不正行為をできる限り防止するという要請にこたえるための方策について議論がされた。

議論の中では，同事件の具体的な事務の在り方について，庁全体として，共通認識を形成することが重要である旨の指摘があり，そのような共通認識の形成に至るためには，各庁において，同事件を担当する裁判官，書記官等が徹底した議論を行う必要があるといった意見が複数出された。そして，各庁における議論を更に深めるためには，本庁と支部との間で検討会を開催し，時間を掛けて根本から議論していく必要があるという意見も出されるとともに，庁内での議論のみならず，高等裁判所管内の各家庭裁判所で同事件を担当している裁判官，書記官等が一堂に会したり，テレビ会議システムを利用したりするなどして，事例研究や意見交換を実施して議論を深めているといった取組例も紹介された。

また，同事件の事務の在り方を検討する際の視点等についても議論がされた。各庁からは，将来にわたって事件数が増加することを見据え，適切な事務の在り方を検討していくという意識を持つ必要があるという意見が出された。そして，どのような後見監督事務を実施すれば適切な事務と評価されるかは難しい問題であるが，この点については，成年後見制度の趣旨の一つである本人の自己実現という観点から法が後見人等に認めている権限をも考慮して，具体的な事務の在り方を検討していくという視点も重要であるとの意

見があった。また、裁判官、書記官等が具体的な事務の在り方を検討する際には、過去に起きた不正行為の事例を検討し、家庭裁判所がどのように不正行為を把握したかなどといった点についての共通認識を形成することが有益であるとの意見もあった。

(3) 民事関係

ア 部の機能の活性化の取組の実情と課題

平成25年度長官所長会同で部の機能の活性化について協議されて以降の2年間、部の機能の活性化に向けた取組が続けられているところ、各庁からは、合議基準の策定・見直し、単独事件を合議に付すか否かの定期的な検討など合議の充実強化に向けた取組や、審理運営・判断について部内での積極的な意見交換の実施、人的態勢や事件配てんの面における環境整備などの取組の実情が紹介された。

もっとも、各庁からは、部の機能の活性化の意義や目的が全ての裁判官に浸透したとまではいえず、合議体によって審理されることがふさわしい複雑困難な事件が単独事件として処理されていたり、合議に付しても右陪席裁判官があまり積極的に関与せず、部総括裁判官も右陪席裁判官の繁忙度に遠慮して実質的な関与を求めなかったりする場合があるなどの問題状況が紹介された。また、単に合議事件の割合を増やすだけでは意味がなく、合議に付した事件の審理や判断の質を向上させ、合議体の構成員にとって魅力的な合議をいかに実践していくかが重要であるため、これまであまり横断的な議論がされてこなかった合議の進め方についても具体的な検討を進めていく必要がある、部の機能の活性化は、それぞれの庁の規模などの実情を無視して実現することはできないので、その点に十分に配慮した上で、どのような取組が必要かつ有益かを考えて実践していくことが求められるといった指摘もなされた。

イ 争点整理の在り方の見直しの必要性

また、部を構成する各裁判官の間で、合議の充実強化の取組を通じて争点整理の手法が共有されるといった状態にはなっておらず、単独事件の中には当事者との口頭議論を経ずに書面の交換に終始したり、心証開示が積極的なされていなかったりするためか、争点整理が十分に行われていないまま審理を終えていることがうかがわれる例や、紛争の実相に踏み込めずに判断に至っている例もあるとの指摘がされた。その上で、在るべき争点整理の在り方について改めて検討し、更には在るべき争点整理の実践のためにその協力が不可欠である弁護士会との間で協議をしていく必要があるとの意見や、地方裁判所の裁判官と高等裁判所の裁判官との間で争点整理の在り方等について意見交換を行うことが有益であるとの意見が出された。

ウ 所長から部総括裁判官に対する働きかけ

こうした実情や課題に対応するため、所長としては、取組において中心的な役割を担う部総括裁判官から理解と協力を得られるよう、部総括裁判官に対し、合議の充実強化や陪席裁判官の育成・指導が裁判所の存立基盤に関わる問題であり、恒常的に取り組まれるべき組織課題であることを伝えるなどして、繰り返し働きかけていく必要があるとの意見が多く述べられた。

2 部総括裁判官ないし上席裁判官の果たすべき役割及び実情

各庁において、各事件分野における事件処理上の課題を認識し解決のための施策を実行していくに当たって、部総括裁判官ないし上席裁判官（以下「部総括裁判官等」という。）の果たすべき役割及び実情について議論がなされた。

- (1) まず、部総括裁判官等は、自らの担当事件の処理のみに専心するのではなく、部や庁全体の運営に当たって、課題を設定し、解決のための施策を実行していく上で中心的役割を果たすことが期待されているが、必ずしも十分にそのような役割を果たしているとはいえないのではないか、との現状認識が示された。そして、各庁からは、部総括裁判官等が部の運営に注力できるような態勢整備を行う、部総括裁判官等に事件処理に関係する各種委員会や対外的連携場面に

おける取りまとめ役を委ねる，司法行政上の重要な情報を共有する，司法行政上の問題について議論する機会を設けるなどの取組を行っていることが紹介された。

(2) また，部の機能の活性化や合議の充実・強化においても，合議にすべき事件が適切に付合議されるようにするのは部総括裁判官の役割であるが，部総括裁判官はそのような意識を十分に持っていないのではないかと現状における問題点が指摘された。そのほか，部総括裁判官は，左陪席裁判官の教育には熱心だが，右陪席裁判官には遠慮している印象があり，右陪席裁判官に合議事件への積極的関与を求める場合でも，抽象的にその旨伝えるにとどまり，個別事件の中でこの論点について意見を聞きたいなどと具体的に伝えるには至っていないのではないかと，との意見が出された。

(3) さらに，家庭裁判所の上席裁判官については，部総括辞令がなく，権限がないということで，遠慮している面もあるように思われるが，後見監督事件では，多くの人をチームとしてまとめることが期待されているし，各種協議会など，対外的な場に関与する機会はあることから，部総括裁判官に相当する役割を発揮すべきではないかと問題意識が示された。

(4) なお，部総括裁判官とその他の裁判官の間の情報のギャップについても議論がなされ，上級庁から提供される情報には，部総括限り，支部長限りというものが多く，内容によっては，若い裁判官の感覚を聞きたい場合があり，むしろ右陪席裁判官に知っておいてほしいものがある，情報がないと関心が持てないし，情報を提供されることで信頼されているという思いを抱くであろうから，可能な限り情報は下ろした方がよいとの指摘がなされた。

3 本庁支部間の連携の現状と課題

裁判所が，全体として紛争解決機能を高めていくためには，本庁と支部との間でも，組織的課題について問題意識を共有し，解決策の実施について連携することが不可欠であるとの認識のもと，本庁と支部の間の連携の在り方についての議

論がなされた。

- (1) 本庁において、支部の実情を把握するためには、形式的な報告のみに頼るのではなく、口頭での意見交換や情報交換を行うことが重要であるが、支部長や庶務課長とそのような意見交換等を持つ機会を確保することは必ずしも容易ではないとの現状認識が示された。そして、各庁から、支部長や庶務課長が本庁での会議に参加する機会を利用したり、テレビ会議を利用したりすることにより、口頭での意見交換や情報交換の機会を設けているとの紹介がなされた。また、支部の裁判官の本庁に対する心理的障壁をなくし、支部の裁判官が意見を言いやすい雰囲気を作ることも重要であるとの指摘がなされた。
- (2) 支部の裁判官には、本庁における民事事件や刑事事件に関する協議会や研究会に参加してもらい、本庁での取組の考え方や運用を説明して、支部との問題意識の共有を図っているが、支部によっては、本庁での取組をそのまま支部で行うのが相当ではない場合があり、支部の実情をよく見定めておく必要があるのではないかと指摘があった。また、本庁と支部の間で、裁判事務の運用が統一されておらず、支部の裁判官に対し、本庁と支部が一体として取り組むべきであると理解を求めるとともに、各支部の取組の実情について、本庁やその他の支部との間で情報共有するなど、運用の違いをできるだけ是正するための努力を行っているとの紹介もあった。
- (3) 本庁から支部に対して、分野を問わず、あらゆる裁判事務に関する情報が大量に伝達されており、必ずしもその意義が的確に把握されていないのではないかと問題意識が示され、本庁において当該情報の重要度を示すといった工夫や、情報を送るだけでなく、ポイントを口頭で補足説明するなどの工夫を行っているとの紹介がなされた。

4 自由討議

裁判所全体として紛争解決機能を高めていくための司法行政上の方策について自由討議が行われたが、その中で、家庭裁判所における調停事件に関する議論が

なされ、調停充実の取組をしているにもかかわらず、調停成立率が下がっており、未済事件が増加しているところ、成果が上がっていない要因として、家庭裁判所における取組が個人の努力や工夫にとどまっており、部として取り組む態勢になっていないからではないか、あるいは、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官、調停委員の間の連携が必ずしも十分ではないからではないか、といった現状認識が示された。

※ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割に関する事務的協議

最後に、組織的に対応すべき事項に対する所長の役割について、事務的協議がなされた。事務的協議においては、主として、組織的に対応すべき事項に関する、裁判所組織内、とりわけ裁判部門と司法行政部門の間の情報伝達、共有についての所長の役割についての意見交換がされた。社会的に注目度の高い事件や警備を要する事件などに関する裁判部門から事務局への情報伝達の実情、問題意識及びこれに対する方策について議論がなされたほか、司法行政部門内における情報共有の在り方についても議論がなされた。

そのほか、情報伝達・共有や非常事態対応がうまくいかなかった事例について、年月が経過するにつれ、情報が引き継がれずに忘れ去られてしまうという問題意識が示され、将来の教訓とするため、こうした事例を組織的に継承していくための仕組み作りが重要ではないかとの指摘がなされた。

※ 事務総局からの説明

情報政策課から、近時の標的型メール攻撃による日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、①裁判所においても、改めて情報セキュリティ上の脅威を現実のものとして再認識する必要がある、情報セキュリティポリシー等の遵守徹底と合わせ、既にお知らせしているものを含め所要の対策を確実に実践していく必要があること、

②所長には情報セキュリティ責任者として各庁における取組を着実に進めて頂きたいこと等の説明がされた。

地家裁所長からは、一様に対応の必要性についての理解が示されると同時に、中長期的には、技術的対策も含めより抜本的な検討の必要性を指摘する意見も出された。

情報政策課からは、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

等

が改めて強調された。

以 上